

◆令和元年度榎原商工会議所 『ステップアップ企業応援事業』概要◆

【事業主旨等】

榎原商工会議所は、厳しい経営環境にある会員事業所が販路開拓や生産性向上、業務効率化等経営改善や経営力向上につながる取組（事業）を実施することを後押しする「ステップアップ企業応援事業」を実施します。

これは、会員が令和元年度に実施する取組（事業）事業に必要な経費の一部を補助するものです。

【申請要件】

榎原商工会議所会員事業所

- *1) 会費納入済みであること。
- *2) 市内に事業所を有していること。
- *3) 榎原商工会議所が実施する他の事業で、榎原市や地方公共団体等の補助金や助成金を受けている、または受ける予定の事業所は対象外とさせていただきます。

【申請受付期間】

第1期募集期間 令和元年 8月5日（月）から 8月26日（月）17:00まで

第2期募集期間 令和元年11月1日（金）から11月20日（水）17:00まで

- *予算なくなり次第終了のため、第2期の募集を行わない場合があります。
ご了承ください。

【採択発表予定】

第1期 令和元年 9月初旬

第2期 令和元年12月初旬

【採択予定数】

18事業所（第1期募集と第2期募集を合わせて）

【補助内容】

補助対象経費の5分の4以内、ただし上限5万円。

- *補助対象経費は「税抜き」金額です。

【補助対象経費（例示）】

- ・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
- ・ホームページの制作・リニューアル等にウェブサイト制作に係る経費
- ・顧客管理システムやネット販売システムの構築に係る経費
- ・パンフレット・ポスター・チラシ等の販促ツール作成に係る経費
- ・マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告等、広告媒体を活用する際に係る経費
- ・労務管理や倉庫管理、経理・会計等に関するソフトウェア導入に係る経費
- ・高効率空調機器、高効率ボイラー、LED照明灯等の省エネ設備等の導入に係る経費
- ・備品のリース・レンタル及び購入に係る経費
- ・従業員育成に関するセミナー・研修会の開催や参加に係る経費
- ・複数税率に対応したレジ導入等に係る経費
- ・その他、事業主旨に合致した取組（事業）で、榎原商工会議所が必要と判断したもの

※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手（発注や契約行為を含む。）した取組（事業）については補助対象外とします。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

* 上記にない補助事業例については、必ず榎原商工会議所にご相談下さい。

【事業実施時期】

補助金交付決定日より令和2年2月28日（金）までに実施された事業及び支払われた経費が補助の対象になります。

【注意点】

1. 新商品開発に取り組み、当所主催の「モニタリング事業」やビジネスマッチなら「かしはらビジネス商談会」、「個別商談会」に参加し、その商品を榎原市ふるさと納税返礼品にご登録頂ける事業所を優先して採択します。
2. 補助金交付の採択にあたり、採択予定数を上回る申請数の場合や審査が必要になった場合は、審査会を設けることがあります。その際、審査内容に関する問い合わせには一切応じかねます。採択にあたり、補助事業の計画（経営計画）が、具体性・計画性・実現可能性を有し、売上向上、販路開拓、生産性向上、業務効率化等につながる可能性を考慮します。
3. 補助金の交付又は不交付の決定は、募集期間終了後（審査が必要になった場合は審査による選考を行い、）文書により経営指導員または経営支援員を通して各申請者に通知いたします。
 - ①補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
 - ②補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

【提出書類】

申請書、見積書、商品パンフレット等の参考資料（あれば尚可）

* 申請書は、当所でお受け取り頂くか、ホームページからダウンロードして下さい。

・ダウンロードは、当所ホームページ(<http://kashihara-cci.or.jp/>)の左欄「支援サービスメニューにある各種補助金・助成金情報」ページからできます。

【申請書等の提出方法】

榎原商工会議所の経営指導員または経営支援員を通じてご提出ください。

【実績報告書の提出について】

- ①補助事業終了後速やかに実績報告書を榎原商工会議所に提出してください。
また、領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。（その際、取組（事業）実績について経営指導員または経営支援員が確認させていただきます。）
- ②榎原商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

当事業に関するお問い合わせは、ホームページをご覧のうえ、榎原商工会議所までお尋ね下さい。

榎原商工会議所 中小企業相談所 電話 0744-28-4400